

## 福祉・人権

### 介護保険料の滞納にご注意を

災害等の特別な事情がある場合を除き、介護保険料を1年以上滞納すると介護サービスの利用料がいったん全額利用者負担となり、2年以上滞納すると利用者負担が1割から3割に上がるなどの給付制限があります。納め忘れに注意しましょう。☎長寿介護課 ☎620・1637

### 介護保険サービスを利用するには

65歳以上（第1号被保険者）で介護保険サービスが必要な人は、要介護認

定等の申請をしてください。40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）は、特定の疾病による要介護（支援）状態の人のみ申請できます。

☎介護保険被保険者証、第2号被保険者は医療保険の被保険者証、本人確認書類、☎長寿介護課 ☎620・1639

### 高齢者がいっしょサービスのご利用を

☎在宅で生活しているおおよね65歳以上の要支援・要介護認定者で認定調査結果の認知症高齢者日常生活自立度がランクⅡ以上の人、☎認知症高齢者が外出する際の付き添い、認知症高齢者の家族が外出等の際の見守り、1回2

## 声の広報・点字広報のご利用を

市では、高齢者や視覚障害者に十分な情報提供ができるよう、広報いばらきの音訳版と点字版を発行しています。希望する人はご連絡ください。

☎【声の広報】 広報いばらきの原則全記事をCD（デジタル形式）に収録（新型コロナウイルス感染症の影響により一部記事のみ収録する場合あり）、☎【点字広報】 広報いばらきから抜粋した内容（約70枚、140ページ）を収録、☎デジタル形式で収録されたCDを再生するためには、専用の再生機器が必要です。再生機器の購入の際に、重度の視覚障害者は日常生活用具の給付として、補助制度を利用できる場合があります。詳細は障害福祉課 ☎620・1636 にお問い合わせください。☎まち魅力発信課 ☎620・1602



声の広報



点字広報

時間以内、1か月当たり10時間以内、  
☎1時間50円、☎長寿介護課 ☎620・1637

### 在宅高齢者に紙おむつ等を支給

☎おおよね65歳以上で、次のすべてに該当する人、①要介護認定3～5で紙おむつ等を使用、②市民税非課税の世帯（生活保護世帯を除く）、③在宅で介護を受けている、☎市が交付する給付券と紙おむつ・紙パンツ・尿とりパットを交換（市内契約薬局・薬店から配達、1か月上限5千円）、☎長寿介護課 ☎620・1637

### 認知症高齢者グループホーム利用者の家賃を一部補助

☎次の全てに該当し、市が認定した人、①市内在住で認知症高齢者グループホームを利用している、②市民税非課税世帯（配偶者は別世帯も含む）、③生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けていない、④本人の預貯金等が1千万円（夫婦で2千万円）以下、☎申請書（市HPからダウンロード）、事業者との利用契約書・重要事項説明書（写）、預貯金の通帳（写）を直接、長寿介護課 ☎620・1639

### 介護保険サービス等への

### 苦情の調査・審査

市介護保険苦情調整委員会では、介護保険サービス等への苦情の調査や審

査を行います。申立てに正当な理由があると認めるときは、市やサービス事業者に対し必要な措置をとるよう意見します。まずは、長寿介護課へお問い合わせください。

☎被保険者、その配偶者または3親等以内の親族、同居人等、☎市の窓口にご相談しても解決できない介護サービス・要介護認定等に関する苦情（判決等により確定した権利関係、裁判所で係争中のもの、行政庁で不服申立て審理中のもの、要介護者の保険給付に關しないものを除く）、☎事実のあった日の翌日から1年以内に、苦情申立書を郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎620・1639

### 生活保護制度のご相談

生活保護は、病気やケガ、働き手を失うなどさまざまな事情で生活に困っている人に、最低限度の生活を保障して自立を支援する制度です。本人が家族が直接、生活福祉課に相談するか、地区の民生委員等に相談し同課へ連絡することもできます。生活保護の申請は国民の権利です。ためらわずにご相談ください。☎同課 ☎620・1635

### 日本赤十字社活動資金を募集

6月は日本赤十字社活動資金募集の運動強化期間です。皆さんからの寄付金は災害救護、医療・保健・社会福祉事業等に活かされます。1人でも多く

暮らしのガイド

市では、15人の人権擁護委員（右下表）が、地域の皆さんからの人権相談を受け、問題解決のお手伝いや、地域の皆さんに人権について関心を持って

人権擁護委員による相談

6月22日は、らい予防法による被害者の名誉回復と追悼の日です。ハンセン病は、らい菌の感染によっておこる感染症ですが、隔離を必要としない病気で、しかし、国による隔離政策と「無らい県運動」が偏見・差別を助長し、社会全体が、ハンセン病を恐ろしい病気と誤解してしまいました。社会に残るハンセン病に対する偏見・差別を払拭するためには、より一層、ハンセン病問題の理解を深めていくことが必要です。 関人権・男女共生課 ☎622・6613

慰霊巡拝を実施

の温かいご支援をお願いします。 備考座振込等詳細はお問い合わせください。 申6月3日～7月5日に、直接地域福祉課 ☎620・1634

ハンセン病問題への理解を

所ソロモン諸島、ウズベキスタン共和国、硫黄島、フィリピン、マリアナ諸島、ミャンマー、対慰霊巡拝を行う地域の戦没者遺族、備考詳細はお問い合わせください。 関府社会援護課 ☎06・6944・6692

人権擁護委員

氏名	担当校区	氏名	担当校区
渡邊福子	北陵中学校(忍頂寺小学校を除く)	道満正義	三島中学校
浦野祐美子	西陵中学校	田村義則	東雲中学校
田畑敬	天王中学校	岡村節恵	西中学校
梶隆治	豊川中学校	北川都代子	太田中学校
山田ひろ美	平田中学校	佐藤房子	東中学校
西浦草雄	清溪・忍頂寺小学校	高田潤子	南中学校
塩見廣次	彩都西中学校(清溪小学校を除く)	畠山眞悟	養精中学校
入交亨子	北中学校		

健康保険・年金

国民健康保険料率が 府内市町村で統一されます

国民健康保険制度は平成30年4月から、持続可能で安定した制度運営を図るため、府全体で運営しています。

もらえるような啓発活動を行っています。「これは人権問題では？」と感じたときには気軽に相談ください。 関人権・男女共生課 ☎620・1640

国民健康・後期高齢者医療保険料の納付書を発送

【国民健康保険料】6月中旬に納付書を発送します。コンビニでも納付できますのでご利用ください。6月21日を過ぎて届かない場合は、保険年金課(国保) ☎620・1631へお問い合わせください。また、決定通知書に関するお問い合わせは保険案内コールセンター ☎665・5222(6月13日～7月31日の平日、午前9時～午後5時)まで、【後期高齢者医療保険】7月中旬に納付書を発送します。 関同課(高齢) ☎620・1630



予約年金相談のご利用を

時6月18日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間、所保険年金課、定先着15人、関吹田年金事務所相談員による年金記録等に関する相談(共済年金を除く各種年金)、持年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年

国民健康保険料の軽減基準が変更

関保険年金課(国保) ☎620・1631

国民健康保険法施行令の改正により、前年の所得が一定の基準以下の人は、今年度から国民健康保険料の軽減基準が以下のとおり変わります。

【2割軽減】43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下、【5割軽減】43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下、【7割軽減】変更なし

※次のいずれかを満たす人、①給与等の収入金額が55万円を超える、②65歳未満で公的年金等収入金額が60万円を超える、③65歳以上で公的年金等収入金額が125万円を超える。



金被保険者証、年金証書、身分証(顔写真付き以外は2点必要)、職歴×モ等(本人以外の場合)は指定様式の委任状、申6月3日、午前9時から、右図読み取りから申込、または電話で同課(年金) ☎



620・1632

### 障害年金予約相談のご利用を

☎ 6月10日(月)・19日(水)・28日(金)、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、☑ 所保険年金課、☑ 定各日先着6人、☑ 社会保険労務士による障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金を除く)、☑ 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等(本人以外の場合は委任状)、☑ 下図読み取りから申込みまたは、電話で同課(年金) ☎ 620・1632



### 国民年金は60歳以上でも加入できます

過去に国民年金に加入していなかった・保険料を納め忘れた・免除された期間を埋めるために、60歳以上でも65歳になる前月まで、本人の申し出により任意加入できます。また、昭和40年4月1日以前に生まれた人で、65歳時に年金を受け取るために必要な納付期間が足りない場合も、不足する期間を満たすまで(最長70歳になる前月まで)任意加入することができます。原則、口座振替払いで、預金通帳・届出印・年金手帳・基礎年金番号通知書を持参してください(合算対象期間等を確認するため、他の書類が必要な場合あり)。

ただし、現在、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人や厚生年金加入中の人は加入できません。☑ 保険年金課(年金) ☎ 620・1632

### 年金受給者が所在不明の場合は届出を

年金受給者の所在が1か月以上不明のときは、同世帯の人が所在不明の届出を行う必要があります。届出後、本人の現況確認を行っても所在が不明な場合、年金の支払いが一時停止します。☑ 吹田年金事務所 ☎ 6821-2401

## 税金

### 今月の納付(7月1日(月)まで)

- 市・府民税第1期分
- 国民健康保険料普通徴収第1期分
- 介護保険料普通徴収第3期分

### 市・府民税の税額決定・納税通知書を送付

今年度の市・府民税の税額決定・納税通知書を6月5日に発送します。6月13日頃までに届かない場合は、ご連絡ください。前年度から特別徴収(年



金からの天引き)を継続している人には、税額の明細書のみを送付します。なお、市・府民税が非課税の人には納税通知書を送付しません。☑ 市民税課 ☎ 620・1614

### 所得証明書(非課税証明書)が必要な人は市・府民税の申告を

昨年中の収入内容により市・府民税の申告義務がない人が、所得証明(非課税証明)が必要になったとき、申告がないと証明書を発行することができません(公的年金所得者、給与所得者で勤務先から給与支払報告書が提出されている人を除く)。国民健康保険料・介護保険料・公営住宅の家賃等の算定に必要な人や、こども医療制度等の各種制度の利用、コンビニでの税証明書発行等を予定して未申告の人は、早めに申告をお願いします。☑ マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証等の本人確認書類、昨年中に収

入のあった人は源泉徴収票または給与明細書等、☑ 市民税課 ☎ 620・1614

### 令和6年度所得(課税・非課税)証明書を発行

6月3日から、令和6年度の所得証明書を発行します。申請の際には、証明年度と、証明の対象となる収入の期間に注意してください(1年のずれがあります)。また、所得証明書と市・府民税納税証明書は、令和5・6年度分であれば、コンビニで発行でき、窓口より100円安くなります。コンビニで税証明書を取得するためには、証明書発行機能が付いたマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが必要です。なお、収入の申告をされていない人は利用できません。☑ 市民税課 ☎ 620・1614

### 市税の納付は、便利・安全・確実な口座振替のご利用を

口座振替の利用は取扱金融機関または収納課で申込手続きをしてください。また、同課でキャッシュカードを利用して申込(ペイジー口座振替受付サービス)できます。

☑ 市・府民税(普通徴収分)、固定資産税(償却資産を含む)、都市計画税、軽自動車税(種別割)、☑ 預(貯)金通帳、通帳届出印鑑、市税納税通知書または領収証書、ペイジー口座振替受付サービスを利用する人はキャッシュ

暮らしのガイド

カード、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）、**備**申込用紙は市内金融機関や同課に設置（電話または市HPから請求可）、ペイジー口座振替受付サービスが利用できる金融機関等詳細は市HPをご覧ください。**問**同課 ☎620・1616

**夜間・休日窓口を開設し国民健康保険料、市税・清掃手数料収納し**

**時**【休日】6月23日(日)、午前9時～午後5時、**【夜間】**24日(月)、午後8時まで、**所**①国民健康保険料 市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料 市役所本館2階13番窓口、**備**夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**問**①保険年金課（徴収） ☎620・16331、②収納課 ☎620・1616

**教育・こども**

**教育委員会定例会の傍聴を**

**時**6月25日(火)、午後2時から、**所**市役所南館6階会議室、**備**一部非公開の場合あり、**問**教育政策課 ☎620・16800

**医療的ケア児の保育施設への入所・園希望者個別相談会**

**時**7月10日(水)、午後2時～6時、**所**市役所本館3階第3会議室、**対**保育施設への入所・入園を検討している医療的

ケア児と保護者、**入**入所・入園に関する相談・説明、医師による問診、**申**6月24日～28日、午前9時～午後4時に、電話または直接、保育幼稚園総務課 ☎655・2753

**まちづくり**

**景観審議会の市民委員を募集**

**時**10月1日(火)から2年間（再任あり）、平日、年2回程度、**対**18歳以上の市内在住・在勤・在学者（市の審議会等委員を3機関以上兼職している人、国または地方公共団体の議員・職員等を除く）、**定**2人、**内**景観に関する事項の審議等、**料**口額9千円、**申**6月28日（消印有効）までに、市HPから申込または、申込書（都市政策課で配付、市HPからダウンロード可）と小論文を、郵送・メール・直接、〒567-8505 同課 ☎620・16990、✉toshi@city.ibaraki.jp

**固定電話・ファックスで避難情報等を配信**

市では、携帯電話やインターネットを利用しない（できない）人等を対象に、災害時の避難情報等の緊急情報を固定電話やファックスへ自動発信するサービス（登録制）を実施しています。**対**次のいずれかに該当する人、①～③インターネット等を利用しない（でき

ない）人、①65歳以上の単身高齢者、②65歳以上のみの高齢者世帯、③避難行動要支援者（身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯、療育手帳Aを所持する知的障害者、要介護認定3～5を受けた人、同居者のみでは避難が困難な人のうち、市長が支援の必要を認められた人（施設入所者や長期入院中の人を除く）、④地区連合自治会長、⑤自主防災組織の会長、⑥要配慮者利用施設の施設管理者、⑦国道171号以北の土砂災害警戒区域を含む小学校区の単位自治会長、**申**申込書（危機管理課で配付、市HPからダウンロード可）を、郵送・ファックスまたは直接、〒567-8505 同課 ☎620・1617、**fax**624・9249

**6月は土砂災害防止月間～大雨に備えてハザードマップの確認を**

長雨の季節を迎える6月は土砂災害



防止月間、1日～7日はがけ崩れ防災週間です。大雨による洪水や土砂災害から自分の身を守るためには、日頃から水害・土砂災害ハザードマップ等で自宅の災害リスクや避難方法、避難先等を確認しておきましょう。また、市からさまざまな方法で災害情報や防災気象情報を発信します（右下図読み取り参照）。



**全国瞬時警報システム（Jアラート）の緊急地震速報訓練の実施**

地震・津波や武力攻撃等の緊急情報を、国から瞬時に伝える同システムを用いた緊急地震速報訓練を実施します。

**時**6月20日(木)、午前10時頃、**内**市内81か所に設置している屋外スピーカーカーによる試験放送（放送内容は自動応答サービス ☎050・54333・9161で確認可）、**問**危機管理課 ☎620・1617

**地域活動の活性化に向けたワークショップを実施**

市では、現在、各地域で地域課題の洗い出し・共有を行うとともに、その解決方策を検討する地域活動の活性化に向けたワークショップを実施しています。すでに17校区で実施し、ワークショップで出たアイデアを踏まえた取

組も進められています。地域でワークショップを検討したい場合は、職員が地域に訪問し、ワークショップ実施の目的や手法、効果を説明しますので、気軽にお問い合わせください。問地域  
コミュニティ課 ☎620・1604

### 6月は自治会加入促進月間

災害時の住民同士の助け合いや、美しいまちなみを保つ清掃活動、行政や地域の情報共有等が、自治会を通じて行われています。自治会は、そういった「つながり」や「心の豊かさ」を感じることができる地域コミュニティの1つです。隣近所と交流を通して地域の活動に参加する等、あなたにできることから地域とのつながりを持ってみませんか。あなたの住む町が、安全・安心で心豊かな場所となるために、あなたの参加が必要です。問地域コミュニティ課 ☎620・1604

### 茨木まちみレポーターがInstagram等でまちの魅力を発信

「茨木が好き！」な人たちによる魅力PRチームが、6月から新メニューで活動を開始します。茨木のステキな場所・



店・イベント等を取材し、SNSで発信しています。詳細は下図読み取りからご覧ください。問まち魅力発信課 ☎620・1602



### 6月1日～7日は水道週間

市では、市民の皆さんに、安全・安心な水道水を安定給水できるように努めています。私たちの生活に欠かすことのできない水道について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。「水を備えよう」水道週間イベント「6月5日(水)、午前10時～午後4時、所BALAB@広場、内給水車による給水実演、備蓄水(ボトル入り飲料水)の配付(先着480人)、問水道部総務課 ☎620・1690

### 水道料金は口座振替で

水道料金の支払いは、便利な口座振替をご利用ください。お客様番号を確認し、金融機関所定の申込書または市指定の口座振替依頼書により、金融機関へ申し込んでください。問営業課 ☎620・1691

### 漏水チェックをしましょう

水道メーターから蛇口までは、皆さんの管理となりますので、日ごろから漏れがないか確認をお願いします。全ての蛇口を閉めた状態でメーターのパイロットマークが回っていれば漏水の



疑いがあります。なお、漏水の修理後に水道料金等の軽減が受けられる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。問営業課 ☎620・1691

### 6月は危険物安全月間～身の回りの危険物を確認しましょう～

ガソリンや灯油、消毒用アルコール、油性塗料、着火剤等の危険物は取り扱いを誤ると火災や爆発を招き、重大な事故につながります。これらの事故を防ぐため、安全で正しい取扱いや保管をしましょう。▼火気の近くでは使用しない、▼屋外や窓を開けるなど風通しの良い場所で使用する、▼高温を避ける、▼直射日光の当たらない場所で保管する、▼適正な容器で保管する。問予防課 ☎622・6994

### 6月は建設リサイクル法に基づく全国一斉パトロール月間

市では、期間中に法令の周知・啓発

と分別解体・再資源化の適正な実施の確保のため、関係機関と合同による現場パトロールを実施します。問審査指導課 ☎620・1661

### 安威川ダムフラッシュ放流を実施

フラッシュ放流日は安威川の水位が上昇して危険ですので、川の中には入らないでください。  
6月19日(水)、午前10時～午後2時、備大雨等でダムの放流量が増加した場合や濁水傾向の場合、予告無く延期・中止する場合があります。詳細は下図読み取りからご確認ください。問府茨木土木事務所 ☎627・1121



### 環境

### 割れやすいびんみの出し方

陶器類やガラス等の割れると危険なものは紙に包んで、「陶器」「ガラス」等と書いた紙を貼って出してください。また、電球や蛍光灯は割れないように紙で包むか、購入時の箱に入れて出してください。1番長いところを測って30cm未満であれば、普通ごみの日、30cm以上1m未満は粗大ごみ(小型)の日、1m以上は粗大ごみ(大型)の日に出してください。なお、飲料品、食品・飲み薬・化粧品のごみは資源

暮らしのガイド

商工・消費生活

中小企業事業資金融資のご利用を

市では、保証協会の保証付の市内中小企業向け事業資金融資のあっせんを行っています（右下表のとおり）。融

ごみ処理施設排ガス中ダイオキシン類濃度  
(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

区分	調査日(昨年)	濃度	排出基準
第1工場1号炉	6/13	0	1
第2工場1号炉	9/13	0	
第2工場2号炉	6/7	0	5
特殊焼却炉T-2	5/15	3.3	
特殊焼却炉T-3		1.6	

1ng = 10億分の1g  
TEQ = ダイオキシン類の濃度(毒性の強さ)を表す記号

環境衛生センターでは、毎年、ごみ処理施設の煙突から排出されるガスの調査を行っています。昨年度に調査したダイオキシン類の結果は、左表のとおり排出基準を大きく下回っています。**環境事業課** ☎634・1627

物の日に出してください。**資源循環課** ☎620・1814

ごみ処理施設排ガス中  
ダイオキシン類濃度調査結果

制度名	限度額	期間	貸付年利率
市			
①中小企業振興資金融資	1,250万円(無担保)	600万円以下=60か月以内、600万円超1,250万円以下=84か月以内	5年以内=0.9%、5年超7年以内=1.0%
②中小企業設備投資応援資金融資	3,000万円(無担保)	120か月以内	金融機関所定(1.0%以下)
③小規模サポート資金	2,000万円(無担保)		1.4~1.6%
④開業・スタートアップ応援資金	3,500万円(無担保)		1.0~1.4%
⑤経営安定資金※	2億円(うち8,000万円は無担保)		金融機関所定
府			
新型コロナウイルス感染症(等)	⑥1億円	⑥120か月以内 ⑦180か月以内	1.2%
⑥伴走支援型資金※	⑦2億円(うち8,000万円は無担保)		
⑦経営改善サポート資金			
上記以外の融資制度あり			

5/1 現在。貸付年利率は変更する場合あり。※原則、市の認定が必要

資の申込に手数料は不要です。なお、制度には制約等があります。詳細は商工労政課にお問い合わせください。また、一部の融資には次のとおり補助があります。**信用保証料の補助** 右表のうち、600万円以下の制度融資、**信用保証委託申込書(写)**、**印鑑(法人**

産業情報サイト  
「あい・きゃっち」のご利用を

同サイトでは、市内の登録事業所(企業やお店)を紹介しています。ビジネスやショッピングの情報が満載ですので、ぜひご覧ください。登録を希望する事業所は、同サイトから申し込んでください。**商工労政課** ☎620・1620

6月は「就職差別撤廃月間」  
「しないさせない就職差別」

就職の面接で、本人や家族の出身地



消費生活だより

困り事は、気軽に相談ください。  
消費生活センター ☎624・1999

パソコンの警告音に気をつけて

【事例】インターネットを利用していたら、突然警告音が鳴り、画面に「ウイルス感染の可能性あり」のメッセージと、マイクロソフト社をかたる電話番号が表示された。電話をかけたところ「ウイルスに感染している。除去するため、3万円のプリペイドカード型電子マネーを買って、番号を伝えて」と言われた。指示されるまま購入し、番号を伝えると、「間違っているのもう一度3万円分を購入するように」と言われたので、不審に思い電話を切った。



【回答】偽警告画面や警告音を出すことで電話をかせぎ、有償サポートやセキュリティソフト等の契約を迫る手口に関する相談が多く寄せられています。絶対に表示された番号に電話をしないでください。警告画面を消す方法は、(独)情報処理推進機構HPを参照してください。

や職業、思想・信条等の質問をするこ  
とは、本人に責任のない事項や本来自  
由であるべき事項で応募者を判断する  
ことになり、就職差別につながる恐  
れがあります。就職の機会均等を保  
障することの大切さについて皆さん  
のご理解をお願いいたします。**【就職差別  
110番】** 6月1日(土)～30日(日)、午前9  
時30分～午後5時30分、**内**採用面接時  
等の差別の相談、相談ダイヤル ☎06・  
6210・6118、**外** koseisaiyo@  
gbox.pref.osaka.jp、**問** 府雇用推  
進室 ☎06・6210・9518

### 三島地域若者サポート ステーションのご利用を

15～49歳の求職者に、専門資格を持  
つスタッフが、適性検査や就職セミ  
ナー、パソコン講座、個別の相談等そ  
の人に合わせた就職支援を行っていま  
す。**申**電話・ファックスまたはメール  
(氏名・年齢・性別・住所・連絡先を  
記入)で、同ステーション ☎668・  
4662、**外** saposute-mishima@  
hananokai.info

### 労働保険年度更新手続きを 忘れずに

今年度の労働保険年度更新手続は7  
月10日までに済ませてください。また、  
手続きには、電子申請「eGOV」も利  
用できます。**問** 茨木労働基準監督署 労  
災課 ☎604・5310

### 市消費生活センター運営懇話会 の傍聴を

**時** 6月27日(木)、午前10時30分～正午、  
所クリエイトセンター102、**定** 先着5人、  
**問** 市消費生活センター ☎624・0799

### 求 人

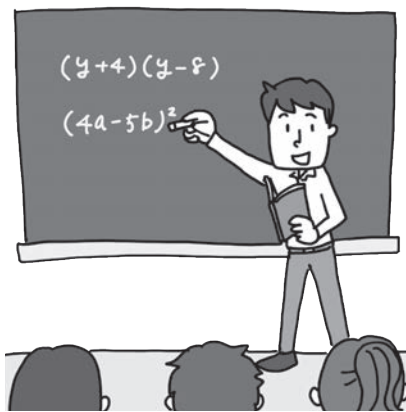
#### 夏季学童指導員

**時** 7月20日(土)～8月24日(土)、原則午前  
8時～午後7時の間で3～8時間程  
度のシフト制、**所** 市内各公立小学校  
(学童保育室設置校)、**賃** 時給1155  
円、**備** 事前研修あり、職務内容等詳  
細は学童保育課 ☎620・  
1801にお問い合わせ  
ください。この期間  
以外も随時受付、**申** 下  
図読み取りから申込み



たは、電話で人事課 ☎620・1601  
**小・中学校の講師登録者**

**対** 小・中学校の教諭、養護教諭、栄養  
士の免許取得者(取得見込み可)、**内**  
市立小・中学校の教員に欠員等が生じ  
た場合、登録者の中から常勤・非常  
勤で任用、**賃** (例) 常勤講師大卒月給  
24万5千円(経歴等加  
算あり)、**申** 下図読み  
取りから申込みまたは、  
履歴書を直接、教職員  
課 ☎620・1823



### 市 議 会

#### 7日から市議会定例会

6月定例会を、6月7日、午前10時  
から開会します。住所、氏名を記入し  
て傍聴してください。なお、こども連  
れでも安心して本会議を傍聴できるよ

## 市民モデル に応募しませんか？

広報いばらきの表紙や特集記事、その他広報物に登場する市民モ  
デルの登録者を募集しています(申込等詳細は市HP参照)。ご応  
募をお待ちしています。

**対** 市内在住・在勤・在学者、**備** 都合により掲載で  
きない場合があります。**申** 右図読み取りから申込  
または、申込書(まち魅力発信課で配付、市HPか  
らダウンロード可)と登録者の写真(L版)を、郵  
送または直接、〒567-8505 同課 ☎620・1602



う特別傍聴室を設置していますので、  
ご利用ください。また、本会議のイン  
ターネット中継も行っています。審議  
日程等詳細は、市議会HPをご覧ください。  
**問** 議事課 ☎620・1671

### そ の 他

#### 市民体育館の臨時休館

**時** 7月23日(火)～25日(木)、**問** スポーツ推  
進課 ☎620・1608

暮らしのガイド

## 消防本部 PR 動画を作成しました

消防業務をもっと知ってもらえるよう、訓練の様子や職員インタビュー等のPR動画を、市公式 YouTube チャンネルで公開しています。右図読み取りからご覧ください。☎消防本部総務課 ☎ 622・6956



亡くなった人に関する市役所での手続き（必要書類の作成と受付）が1つの窓口でできます。  
 時 午前9時15分〜午後4時（土・日曜）

### おくやみコーナーのご利用を

時 6月3日（月）〜7日（金）、☎同館 ☎ 625・5978

### 川端康成文学館の臨時休館

### 個人情報保護制度の運用状況

#### 情報公開制度・

昨年度の運用状況は次のとおりです。**【情報公開制度】**「茨木市地域子育て支援拠点（ひろば型）事業実施計画書」等165件の請求がありました。公開請求に対する決定の状況は、公開部分公開60件、非公開9件、存否応答拒否0件、文書不存在46件、取下げ0件、却下が0件でした。**【個人情報保護制度】**新規の事務12件、変更した事務34件、廃止した事務48件、合計94件届出がありました。一例をあげると、「特殊詐欺対策機器貸与事業に関する事務」を新規事務として開始し、氏名、住所等の情報を収集しました。届出の内容は、個人情報取扱目録として取りまとめ、市役所南館1階情報ルームで閲覧できるようにしています。また、開示請求は「診療報酬明細書」等92件（うち3件は請求取り下げ）、訂正・利用停止等の請求はありませんでした。開示請求に対する決定の状況は、全部開示55件、部分開示23件、不開示1件、文書不存在10件でした。☎法務

コンプライアンス課 ☎ 620・1606



## 市ゆかりのトップアスリートを支援

☎ 申・問スポーツ推進課 ☎ 620・1608

市ではオリンピック・パラリンピックをはじめとする国際的スポーツ大会で活躍が期待できる本市ゆかりの選手を支援し、その活躍を知ってもらうことで、市民の皆さんのスポーツへの関心を高めていきます。

☎ 対中学生以上の日本代表・強化指定選手等、☎ 内競技活動に係る経費の一部補助、本市のスポーツ施設を活用した練習場所の提供、支援企業の募集、選手や活躍の様子の紹介、☎ 支援指定選手の情報や対象、支援内容の詳細は右図読み取り参照



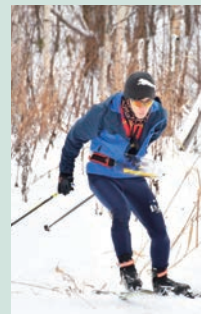
和田伸也さん（左）



山本百花さん



関 ケビンさん



道坂 怜生さん



小山 史乃観さん

### トップアスリートの情報を募集

市ではアスリートの支援を行うにあたり、本市にゆかりのある日本代表選手や全国大会で上位に入る選手の情報を募集しています。該当する選手本人や、情報をお持ちの人は同課までご連絡ください。



## 空き家のお悩みは「大阪の空き家コールセンター」にお電話を

空き家の管理で困っている・売りたい・相続したがどうしたらいいかわからない等の悩みや疑問をご相談いただけるワンストップ電話相談窓口です。

【相談内容によっては有償サービスあり、詳細は左下図読み取り参照、**問** 同コールセンター ☎06・6210・9814（平日、午前10時～午後4時）



## 不法就労・不法滞在防止のご理解とご協力を

不法滞在外国人の多くは、不法就労していると考えられ、中には組織的な犯罪に関与しているケースも多く、治安上大きな問題となっています。外国人を雇い入れる場合は、必ず在留カード等の証明書の提示を求め、働くことができる在留資格であるかを確認してください。ルールを守り、不法就労・不法滞在防止のためのご理解とご協力をお願いします。**問**市不法就労等防止啓発協議会事務局（茨木警察署内） ☎622・1234

## みしま司法書士土曜無料法律相談

【時】6月8日(土)、7月13日(土)、午後2時～4時30分、3時30分まで受付、**問**フリエイトセンター203、**問**相続等の不動

## 新たに副市長を選任

5/9に開かれた市議会臨時会に、副市長および固定資産評価員の選任案を提出し、同意されました。これにより、秋元隆二さん(59)が、副市長および固定資産評価員に選任されました。**問**人事課 ☎620・1601

### 秋元副市長の経歴

平成2年4月に市職員となり、企画財政部財政課長、企画財政部次長、企画財政部長、都市整備部長を歴任。令和6年4月から再び企画財政部長を務める。



産登記、会社設立等の商業登記、遺言・成年後見、簡裁訴訟代理・消費者問題、クレジット・サラ金問題、借地借家等の相談、**問**大阪司法書士会北摂支部 ☎647・3305

## 食育ひらば

**問**健康づくり課 ☎625・6685

### あさりのクラムチャウダー

#### 材料 (2人分)

あさりの水煮缶……100g	薄力粉……………大さじ1
じゃがいも……………80g	水……………150ml
玉ねぎ……………50g	牛乳……………200ml
にんじん……………40g	コンソメ顆粒……小さじ2
枝豆……………20粒	バター……………大さじ1

#### 作り方

- ①じゃがいも、玉ねぎ、にんじんは皮をむき、1cm角に切る。
- ②鍋にバター、①を入れて炒め、玉ねぎがしんなりしたら薄力粉を入れて中火で炒める。
- ③全体に薄力粉がなじんだら水150ml、あさりの煮汁50ml、皮をむいた枝豆を加えて煮る。
- ④具材に火が通ったら、あさりの身、牛乳、コンソメ顆粒を加えて弱火で沸騰直前まで温める。

### 1日のスタートに集中力アップ朝ごはんレシピ

あさはり貧血予防に欠かせない鉄分やビタミンB12が豊富な食材です。また、タンパク質も豊富で、朝食でご飯やパンと一緒に食べることで、集中力を高める効果があります。1日を元気に過ごすため、朝食に栄養たっぷりなスープをぜひお試しください。



# 6月の無料相談

相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、36ページ参照。

相談内容	とき	ところ	相談内容	とき	ところ	
法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00~17:00(※1) 相続、離婚、債務整理等	市民生活相談課 ☎620・1603 (※1) 1週間前、 8:45から電話または、 いばライフで予約(1週間前 が閉庁日の場合は、電話予約のみ 直前の開庁日) いばライフでの予約 の詳細は下図参照 	女性面接相談	毎週月~土曜日(火曜日を除く)、 9:30~16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920	
日曜法律相談 (先着7人)	30日(日)、9:00~12:30 (24日、8:45から電話または いばライフで予約)		女性電話相談 ☎621・0892	毎週月~土曜日(火曜日を除く)、 10:00~16:00		
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00~15:30(※1)		男性のための 電話相談 ☎620・9929	19日(水)・26日(水)、 18:30~21:30		
国の仕事に関する 行政相談	6日(水)・20日(水)、 13:00~15:00		女性のはたらき方 相談	7日(金)、9:30~12:30 (要予約)		
司法書士相談 (各日先着5人)	5日(水)=登記、相続、19日(水)・ 26日(水)=登記、相続、後見人、多 重債務等、9:30~12:00(※1)		女性法律相談	15日(土)・20日(水)、 9:30~12:30(要予約)		
土地家屋調査士相談 (先着5人)	19日(水)、9:30~12:00(※1) 土地の境界等		仕事なんでも相談	27日(水)、13:00~16:00		
行政書士相談 (先着5人)	5日(水)、9:30~12:00(※1) 相続、遺言、離婚協議書、 許可申請等各種書類の書き方		DV相談 デートDV相談	毎週月~土曜日、 9:00~17:00		配偶者暴力相談 支援センター ☎622・5757
税務相談 (各日先着6人)	13日(水)・27日(水)、 13:00~16:00(※1・2)		人権相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00		人権センター ☎622・6613
宅地建物取引相談	20日(水)、9:30~12:00(※1) 不動産取引等		人権や生活上の さまざまな相談	①~③毎週月~土曜日、 9:00~17:00		各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良宜☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660
消費生活相談	毎週月~金曜日、9:00~ 16:30、8日(土)・22日(土)、9:00 ~12:00		お仕事じっくり 相談 (要予約)	①7日(金)・②28日(金)・ ③24日(月)、13:30~15:30		
戸籍相談 (先着4人)	20日(水)、14:00~16:00 (前日、8:45から電話で要予 約、市民課☎620・1621)	暮らし設計相談 (要予約)	①21日(金)・②14日(金)・ ③15日(土)、 13:00~17:00			
人権擁護委員 による人権相談	13日(水)・27日(水)、 13:00~15:00	暮らし設計相談 (要予約)	7日(金)、13:00~17:00	人権・男女共生課 ☎620・1640		
ひとり親のための 法律相談	25日(水)、13:00~16:00 (電話またはメール、いばラ イフ※で予約、こども政策課 ☎620・1625)	いばらきにじいろ 電話相談	22日(土)、15:00~19:45 性的マイノリティ等	☎080・4668・ 9510		
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月~金曜日、 9:00~17:00(予約優先)	生活困窮に関する 相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00(予約優先)	暮らしサポートセン ターあすてつが茨木 (福祉総合相談課内) ☎655・2752		
聴覚障害者 生活相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	生活に関する お困りごと相談 (CSW)	原則、9:00~17:00 ※各担当CSWにご相談くだ さい。詳細は市HP参照	福祉総合相談課 ☎655・2758		
障害児相談 (18歳まで)	毎週月~金曜日、9:00~ 17:00(面談は要予約)	経営相談	毎週月・火・金曜日、 10:00~17:00(予約優先)	商工労政課 ☎620・1620		
来所教育相談 (小・中学生)	毎週月~金曜日、 9:00~19:00(要予約※) 発達・心理	創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00~17:00(要予約)			
電話教育相談 (小・中学生)	毎週月~金曜日、 9:00~17:00、 ☎625・7830	仕事なんでも 相談	毎週火~木曜日、 10:00~16:00 (予約優先、27日は12:00まで)	消防本部 ☎622・6955		
「いじめ」ホット 電話相談 (小・中学生)	毎週月~金曜日、9:00~17:00、 ☎0120・147970 ☎627・5511	防火相談	毎日、9:00~17:00			
奨学金相談	毎週月~木曜日、 10:00~18:00	緑の相談	7日(金)、10:00~12:00・ 13:00~16:00、 草花、樹木、野菜、果樹等	おにクル1階 エントランス広場 園公園緑地課 ☎620・1654		
		分譲マンション 管理相談会 (先着4組)	11日(水)、9:00~12:00 (4日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755		

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、